

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について
藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程を次のように改正する。

2014年（平成26年）9月17日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

- 1 改正する規程
別紙のとおり
- 2 施行期日
公表の日

提案理由

この規程を提出したのは、藤沢市立西部学校給食合同調理場を閉鎖することに伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 井上公基

藤沢市教育委員会訓令甲第 号

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成21年教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 学校給食課の項を削る。

別表第2 学校給食課の項を削る。

別表第3 学校給食課の項を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程(平成21年教育委員会訓令甲第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(対象職員の範囲及び勤務時間等)</p> <p>第2条 勤務時間等について、特例の対象となる職員の範囲及び勤務時間等は、別表第1(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。))のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間で任用されるものにあつては別表第2、再任用短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものにあつては別表第3)のとおりとする。</p> <p>2 別表第2の規定は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付職員法に基づく任期付短時間勤務職員」という。))のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間で任用されるものについて準用する。この場合において、同表対象職員の欄中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付職員法に基づく任期付短時間勤務職員」と読み替えるものとする。</p> <p>3 別表第3の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)、同</p>	<p>(対象職員の範囲及び勤務時間等)</p> <p>第2条 勤務時間等について、特例の対象となる職員の範囲及び勤務時間等は、別表第1(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。))のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間で任用されるものにあつては別表第2、再任用短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものにあつては別表第3)のとおりとする。</p> <p>2 別表第2の規定は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付職員法に基づく任期付短時間勤務職員」という。))のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間で任用されるものについて準用する。この場合において、同表対象職員の欄中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付職員法に基づく任期付短時間勤務職員」と読み替えるものとする。</p> <p>3 別表第3の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)、同</p>

法第18条第1項の規定により採用された職員(以下「育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」という。)又は任期付職員法に基づく任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものについて準用する。この場合において、同表対象職員の欄中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務職員等、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員又は任期付職員法に基づく任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるもの」と、同表勤務時間及びその割振りの欄中「15時間30分から31時間まで」とあるのは「育児短時間勤務職員等にあつては19時間25分から24時間35分まで、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員又は任期付職員法に基づく任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものにあつては31時間まで」と、「62時間から124時間まで」とあるのは「育児短時間勤務職員等にあつては77時間40分から98時間20分まで、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員又は任期付職員法に基づく任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものにあつては124時間まで」と、「124時間から248時間」とあるのは「育児短時間勤務職員等にあつては154時間から196時間40分まで、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員又は任期付職員法に基づく任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用さ

法第18条第1項の規定により採用された職員(以下「育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」という。)又は任期付職員法に基づく任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものについて準用する。この場合において、同表対象職員の欄中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務職員等、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員又は任期付職員法に基づく任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるもの」と、同表勤務時間及びその割振りの欄中「15時間30分から31時間まで」とあるのは「育児短時間勤務職員等にあつては19時間25分から24時間35分まで、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員又は任期付職員法に基づく任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものにあつては31時間まで」と、「62時間から124時間まで」とあるのは「育児短時間勤務職員等にあつては77時間40分から98時間20分まで、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員又は任期付職員法に基づく任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものにあつては124時間まで」と、「124時間から248時間」とあるのは「育児短時間勤務職員等にあつては154時間から196時間40分まで、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員又は任期付職員法に基づく任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用さ

れるものにあつては248時間まで」と読み替えるものとする。

- 4 所属長は、別表第1、別表第2又は別表第3の規定により、所属長が定めることとされる事項を定める際は、教育総務課長に合議しなければならない。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

別表第2(第2条関係)

別表第3(第2条関係)

れるものにあつては248時間まで」と読み替えるものとする。

- 4 所属長は、別表第1、別表第2又は別表第3の規定により、所属長が定めることとされる事項を定める際は、教育総務課長に合議しなければならない。

別表第1(第2条関係)

別表第2(第2条関係)

別表第3(第2条関係)

別表第1((第2条関係)

改正後 (案)

所属課等	対象者の範囲	勤務時間及びその割振り	休憩時間	週休日
削除				

現行

所属課等	対象者の範囲	勤務時間及びその割振り	休憩時間	週休日
学校給食課	西部学校給食合同調理場に勤務する職員	4週間について155時間で勤務するものとし、 勤務は次のいずれかとし、学校給食課長がその割振りを定める。 (1)午前8時から午後4時45分まで (2)午前8時15分から午後5時まで	160分とし、その時限は、学校給食課長が定める。	一般職員に同じ。

別表第2(第2条関係)

改正後 (案)

所属課等	対象者の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
削除				

現行

所属課等	対象者の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
学校給食課	西部学校給食合同調理場に勤務する再任用短時間勤務職員	4週間について62時間、77時間30分、93時間又は124時間で勤務するものとし、学校給食課長がその割振りを定める。 (1)午前8時から午後4時45分まで (2)午前8時15分から午後5時まで	60分とし、その時限は、学校給食課長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日

別表第3(第2条関係)

改正後 (案)

所属課等	対象者の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
削除				

現行

所属課等	対象者の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
学校給食課	西部学校給食合同調理場に勤務する再任用短時間勤務職員	4週間について62時間から124時間までの範囲内で任命権者が定めた時間で勤務するものとす。1勤務は次のいずれかとし、学校給食課長がその割振りを定める。 (1)午前8時から午後4時45分までの間の7時間45分を超えない範囲 (2)午前8時15分から午後5時までの間の7時間45分を超えない範囲	60分とし、その時限は、学校給食課長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日